

「日系企業等による名刺等を通じた日印 70 周年等普及啓発事業」

事業実施要領

制定：令和 3 年 12 月 21 日

日印国交樹立 70 周年事業実行委員会

（目的）

第 1 条 日系企業等による名刺等を通じた日印 70 周年等普及啓発事業（以下「本事業」という。）

は、日系企業関係者等による名刺等への 2022 年日印国交樹立 70 周年事業及び日本・南西アジア交流年事業に係る公式ロゴ（以下単に「公式ロゴ」という。）の使用を通じ、日印国交樹立 70 周年を周知するとともに日印友好関係を深化させることを目的とする。その実施は本要領に定めるところによるものとする。

（事業主体）

第 2 条 本事業は日印国交樹立 70 周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。

2 実行委員会は、日印国交樹立 70 周年事業実行委員会の規約に則り、本事業実施要領に基づき公式ロゴの使用を希望する主体（以下「実施主体」という。）に対し、その使用を認めることができる。

実行委員会は、必要な事務を実行委員会事務局に委任することができる。

3 実行委員会事務局は、本事業実施要領に基づき公式ロゴの使用を認めた場合は、実行委員会に対してその内容を報告することとする。また、必要がある場合には、使用を許可する前に実行委員会に対してその内容を諮ることとする。

4 本事業の実施期間は本事業の認定のあった日から令和 4 年（2022 年）12 月 31 日までとする。

（実施主体）

第 3 条 実施主体は、次のいずれかに該当する法人でなければならず、次項の規定により実行委員会事務局に公式ロゴの使用を申請することができる。

一 インド日本商工会（JCCII）会員（法人格を有する者に限る。）

二 デリー日本人会会員（法人格を有する者に限る。）

三 アーメダバード日本人会、バンガロール日本人会、バンガロール日本商工会、チェンナイ日本人会、チェンナイ日本商工会、ハイデラバード日本人会、コルカタ日本人会、ムンバイ日本人会及びプネ日本人会

四 前号に掲げる各団体の会員（法人格を有する者に限る。）

2 実施主体は、公式ロゴの使用を開始するより前に、次に掲げる事項を様式第一により実行委員会に申請することとする。

一 実施主体の名称

二 主たる事務所の所在地

三 代表者の役職名及び氏名

四 前項の該当性

五 実施内容及び規模

六 実施期間

3 実施主体は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、実行委員会事務局に、これを届け出るものとする。

(実施内容)

第4条 実施主体が公式ロゴを挿入して使用することができる媒体は、次の各号に掲げるものに限る。

一 名刺

二 電子メールの署名欄

三 Web 会議の背景

四 レターヘッド

五 プレゼンテーション・スライドのテンプレート

五 企業による啓発宣伝のための素材（プレスリリースや SNS 素材等を含む）

六 その他実行委員会が認めるもの

(実施主体の責務)

第5条 実施主体は、本要領を遵守し、第1条に掲げる目的に沿った適切な公式ロゴの使用を行う旨を誓約しなければならない。

2 実施主体は、実行委員会が第6条に基づき本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行った場合、速やかにそれに従わなければならない。

3 実施主体は、実行委員会から使用実績等について照会があった場合にはそれに応じなければならない。

(実行委員会の責務)

第6条 実行委員会は、実施主体が第3条第2項に基づき公式ロゴの使用の申請を行った場合には、速やかにこれを審査し、結果を実施主体に通知することとする。

2 実行委員会は、実施主体に対し本事業に関して必要な報告を求め、又は助言、勧告等を行うことができる。

附 則

この要領は、本事業の認定のあった日から施行する。